

臨時休業のお知らせ

3月11日(水)

確定申告業務終了に伴い臨時休業にさせていただきます。

所得税確定申告結果は、3月9日までに皆様にお知らせする予定です。しばらくお待ちください。

今月のお知らせ

第 3 1 3 号
令和 2 年 3 月 1 日
税理士法人大嶋会計
公認会計士・税理士
大嶋 良 弘
TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>
E-Mail yohshima@osmk-ohb.co.jp

所長に復帰して1年が経ちました。

一年を振り返ると、「税制改革」の名のもとに課税負担の拡大、「働き方改革」の名のもとに労働環境の大幅な改革、通信の大変革の中にあると思います。

特に働き方改革にどのように対処していけば、対応できるのかが中小企業にとり大きな課題になっています。マンパワーが足りない中での対応は、IT の利用で時間を作り出すことがポイントと思いますが、IT 世界の変化が大きく、私の世界では、かなりの部分での理解不足が生じています。

IT を利用した業務改革は、年齢の若いスタッフほど対応能力が高く、彼らの疑問、方向性を大事にして乗り切っていくつもりです。

IT の世界でのウイルス騒動は、年がら年中の現象で、出てきたらつづす対処がほとんどだと思います。

人間の世界で感染力を強めている「新型コロナウイルス」は、特効薬はなく、「手洗い、うがい、マスク」と、人ごみにできるだけ行かないようにするくらいです。

ところがこの時期は、所得税確定申告業務の為、会計事務所は多くの方々と接触することになります。

この時期に事務所で感染が発症したとしたら、確定申告業務に大きな影響を与えることでしょう。

「手洗い、うがい、マスク」のほかに、「疲労」の蓄積をしないことが大事と思います。

事務所の中は、黙々とやや疲れを抱えながら所得税の確定申告作業にまい進するスタッフの熱気が感じられます。

事務所の業務は、所得税の確定申告作業と12月決算の法人の申告作業が重なり、1年で最も忙しい月になっています。

忙しい時期ほど業務の流れをスムーズに進めなくてはなりません。どこかで流れが滞ると、全体の流れが止まってしまいます。

スタッフの作業が順調にいくように対処するのがトップの責任であり、当たり前のことです。

このような時期だからこそ、気持ちを切り替えることのできる環境づくりに留意していきます。

今後の所得税確定申告作業のスケジュールは、

3月7日（土）までにはご依頼いただいた皆様への税額等のご報告、

9日（月）には申告書（控）やお預かりした書類等をゆうパックでお送りする予定であります。

11日（水）は臨時休業とさせていただきます。

追伸：毎朝、事務所に8時30分までに入ることを心がけています。60代前半までは、東京の自宅から事務所までの時間も苦痛ではなかったのですが、70歳に入るところからは、かなりきつく感じるところです。

そこで、自宅を目白台から美浜区若葉に引越しました。まだ、段ボールやら未整理の備品の中で生活していますが、通勤時間の1時間以上の短縮は、ありがたいものです。

もう、無理がきく年齢でないことをわきまえて、対処させていただきます。

以上